

船来山古墳群保存活用計画策定について

1. 策定の背景と目的

平成31年2月26日に国史跡に指定された船来山古墳群は、濃尾平野の西北端に位置する独立の山丘で、山頂からは養老山脈から伊勢湾や名古屋まで一望できる素晴らしい眺望の山である。山麓の南には古代の水田区画である条里制の地割が広がり、平野には郡の政治を行った郡府や古代寺院が建っていた。また古代の官道である東山道が東西に走り、大河川であった旧糸貫川が南北に流れるという、政治、文化、交通の中心の地であった。

船来山古墳群は、3世紀末から7世紀にかけての前方後円墳や横穴式石室墳が290基ほど築造されている。古墳からは鏡、鎧、剣などの武器、装身具、多くの須恵器が出土している。山麓には白鳳期に創建された古代寺院「弥勒寺」があり、また中世には土岐氏の拠点となった山城「葦田の砦」が築かれ、江戸時代には名古屋城築造に伴う石垣普請の石切場となった。「本巢」の地は、古墳時代、本巢国造として美濃最大の豪族であった。船来山の古墳は、古代の豪族たちの奥つ城なのである。

以上のように、本巢市だけでなく日本全国民の歴史や文化を語り、伝えていく上で欠くことのできない船来山古墳群は、全国的に見ても貴重であることから、適切に保存し次世代へ確実に伝えていく必要がある。しかし発掘調査から20年以上経過し、埋め戻しがなされないまま野ざらしになっている現状もある。このために、史跡等の本質的な価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準の策定等を目的として保存活用計画を策定するものである。なお、この保存活用計画は今後の保存整備事業における基礎的な判断材料となるものとする。

2. 船来山古墳群保存活用計画の構造

本計画は、船来山古墳群及び周辺の保存と活用についての今後の方向性を示すものである。今後の船来山古墳群及び周辺の具体的整備の事業化に向けての基礎的判断材料となり、また、当面あるいは将来起こり得る各種課題等に適切に対応できるよう、その基本的な考え方を定めるものである。また、整備活用の骨組みとそれらを適切に運営するための方法を示すものである。平成27年度策定の基本構想の中ですでに検討しているものについては、見直しと新たな知見を加え盛り込んでいく。

3. 船来山古墳群保存活用計画で定める事項

船来山古墳群の基本情報として史跡等の概要、指定の経緯に関する事項、指定地の現況の土地利用および土地所有状況等について詳しく記述するとともに、

- (1) 保存管理の基本方針
- (2) 史跡等を構成する諸要素
- (3) 保存活用の方法
- (4) 現状変更等の許可に関する取り扱い基準
- (5) 史跡等の整備の基本方針を含む史跡等の将来像
- (6) 運営及び体制整備のあり方に関する方針

の項目について具体的に検討し示す必要がある。

策定にあたっては、船来山古墳群保存・活用検討委員会の指導・助言が必須である。下記のスケジュールに沿って進めているため、本支援業務については令和2年度の入札・契約後、令和元年度の基礎調査等の成果を含めてまとめることとする。また、対象地の周辺には、船来山古墳群に関連する文化財が点在し、観光地等も分布するため、本基本調査における利用構想等においては、これら周辺の諸資源や交通拠点も調査に取り込むこととする。

4. 策定の流れ・スケジュール

- ①第1回策定委員会 令和元年7月3日(水)
 - ・保存活用計画策定の内容とスケジュールについて
 - ・第1次整備予定地見学動線(遊歩道)と休憩施設(四阿)設置案について
 - ・復旧のための基礎調査について(航空レーザ測量、赤色立体図、石室カルテ、岩石分析)

- ②第2回策定委員会 令和元年11月7日(木)
 - ・東海環状自動車道建設に伴うトンネル上部の古墳の保護対策について
 - ・船来山トンネルにかかる工事用道路建設について
 - ・今後の活用に向けた市民アンケート調査業務について
 - ・現地視察

- ③第1回市民意向調査 令和元年11月23日～令和2年2月
 - ・市内外の住民へのアンケート調査(船来山古墳群の認知度、保存活用への興味度)

- ④第3回策定委員会 令和2年5月21日予定→9月へ延期
 - ・復旧のための基礎調査結果報告(航空レーザ測量、赤色立体図、石室カルテ、岩石分析)
 - ・保存管理の検討について(地区区分、現状変更の取り扱い、指定地外エリアの管理等)

- ⑤第1回庁内調整会議 7月予定
 - ・現在までの進捗状況について
 - ・保存活用計画の内容とスケジュールについて
 - ・保存管理(現状変更の取り扱い、太陽光発電等開発との調整)の相談
 - ・第1次整備予定地便益施設(トイレ・駐車場等)整備の相談

- ⑥第1回ワークショップ(意見交流会)7月18日予定
 - ・活用のための整備計画について
 - ・保存・景観・眺望のための間伐・伐採樹木の処理案、今後の管理・運営体制について

- ⑦第4回策定委員会 9月予定
 - ・復旧のための基礎調査(航空レーザ測量、赤色立体図、石室カルテ、岩石分析)について
 - ・保存管理の検討について(地区区分、現状変更の取り扱い)
 - ・史跡指定地内の現状と課題の整理
 - ・第1次整備予定地保存のための整備計画(復元等)について
 - ・第1次整備予定地の安全対策について
 - ・第2次以降の整備予定地の整備方針について
 - ・活用・整備・運営体制の基本方針と、現状の課題について

- ⑧第5回策定委員会 10月予定
 - ・保存管理の検討について(現状変更の取り扱い、太陽光発電等開発との調整)
 - ・環境整備計画案(保存・景観・眺望のための間伐・伐採・伐採樹木の処理)について
 - ・今後の管理・運営体制について

- ⑨第2回庁内調整会議 11月予定
 - ・保存管理の検討について(現状変更の取り扱い、太陽光発電等開発との調整)
 - ・環境整備計画案(保存・景観・眺望のための間伐・伐採・伐採樹木の処理)について
 - ・今後の管理・運営体制について

※新型コロナウイルス感染防止のため、上記の内容、日程は延期、変更もありうる

史跡船来山古墳群保存活用計画策定支援業務委託特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、本巣市教育委員会が実施する「船来山古墳群」保存活用計画策定支援業務委託に適用する。

2. 業務の目的

本市では、史跡船来山古墳群をはじめ、貴重な文化財である古墳群やその立地する自然地形の保存と活用を図るとともに、豊かな歴史文化と魅力的な里山がまちづくりの中核的施設となることを目指し、船来山古墳群の保存活用計画を検討する。

本業務では、保存整備事業において船来山古墳群を自然地形・景観とあわせて保存・活用し、歴史や自然を体感できるとともに、子どもから大人までが訪れて、一般の人々が身近に歴史を感じ、安全に事故なく、楽しみながら学べる公園、エリアとして検討を行う。

3. 受託者の責務

3-1. 受託者は監督員と密接な調整を図り、本仕様書に定めのないことであっても、本業務を行うにあたり考え得る、より適切な方法を提案するなど、2 の目的を達成するために、主体的に業務を遂行するものとする。船来山古墳群ならではの特徴の出る方法を提案することとする。

3-2. 本業務を確実に履行できる技師（国史跡の保存活用計画策定業務等に関する主体的な実務経験を有する）を配置できること。遺跡、史跡整備のコンサルタント及び埋蔵文化財の調査を実施することが出来ること。

発掘調査後野ざらしのまま 20 年以上経過している古墳が多数あるため、石室の保存活用のために、国の選定保存技術認定団体である「文化財石垣保存技術協議会」の「技術・研究会員」を配置することができること。

3-3. 本特記仕様書に示していない事項もしくは疑似が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議の上、解決すること。

3-4. 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう務めなければならない。本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

4. 業務対象区域

船来山古墳群。周辺の遺跡、施設、景観、諸事項を含む。

5. 業務内容

(1) 保存活用計画の策定

必要と想定される機能を検討し、整備内容、整備及び運営方法を含めた保存活用計画を取りまとめる。

① 必要機能、整備内容、整備・運営方法の検討

- ・ 現状把握、自然的概要、史跡周辺の概要の把握、課題の抽出、需要予測、文化財としての保存・活用・整備内容、施設等整備内容、整備及び運営方法について検討する。
- ・ 史跡の本質的価値の把握と地域区分の設定の補助を行う。各地区の古墳の特色に応じた保存管理方

針策定の補助を行う。

- ・各地区の古墳の特性と現状の保存状況の把握のために、資料の収集・整理（本計画の策定に必要な資料、発掘調査等各種調査成果、各種文献、近世絵図等の史料を含む）を行う。
- ・各地区の古墳の特性と現状の保存状況の把握、課題の抽出を行うために、市と現地踏査（計画立案に必要なかつ十分な遺跡資料の収集、整理）を行う。
- ・土地の利用計画（ゾーニング、植生など）
船来山古墳群の里山としての豊かな自然を含め、法規制、社会条件等各種条件を把握・解析する。

基本構想で定めた保存・活用方針に細部の検討を加え、今後の具体的な保存・活用のためのゾーン設定を行う（危険地域の把握、安全対策、排水計画等も含む）。

- ・ガイダンス施設（富有柿の里、古墳と柿の館）との連携、活用を検討する。
- ・古墳及びその周辺の保存・活用方法（整備の内容、工法、見せ方等）を検討する。
- ・「船来山古墳公園」への展望を検討する。
- ・近隣・周辺遺跡、周辺の景観、周辺の諸事項との連携を含めた周辺回遊ツアーを検討する。
- ・サイン計画（各古墳の説明板、各古墳の案内表示、整備対象地区全体の案内板、全体ネットワークのための誘導表示板など）への展望を検討する。
- ・駐車場、休憩場、トイレ、バイオトイレその他今後必要な施設内容を検討する。

②近隣施設との連携を含めた「船来山古墳公園」全体の整備及び維持管理方法を検討する。

③ワークショップ参加者の市民公募選定支援業務（応募がない場合は、選定無し）

④ワークショップの開催（7月18日予定）

（船来山古墳群ボランティア、こども学芸員・研修生・保護者、船来山古墳群保存・活用検討委員会委員、文化財保護審議会委員、地元住民希望者等を含む）

- ・ワークショップの支援業務、議事録作成、広報回覧資料作成（8月28日配布予定）

⑤会議開催支援業務、資料作成

- ・船来山古墳群保存・活用検討委員会〈9月、10月予定〉開催の支援業務、資料作成
- ・本巢市役所庁内調整会議（11月予定）開催の支援業務、資料作成

⑥アクセス及び動線の検討・設定

最大集客数等を踏まえた圏域を推定し、計画区域へのアクセス及び計画区域内における動線を検討し設定する。

⑦条件の整理

- ・法令等による規制（森林法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等）
- ・インフラの調査（上水・下水・ガス・電気等の埋設管を含む）

・現地調査（表流水調査、砂防指定地、安全不安か所等も含め、現地調査3箇所程度を含む）

(2) 古墳群と自然地形・景観の文化財としての保存活用データのとりまとめ

保存活用計画の策定にあたり、古墳群と自然地形・景観の文化財としての保存活用については、「船来山古墳群保存・活用検討委員会」において検討していく。

植生基礎調査は近隣の学術機関（岐阜県立岐阜農林高等学校森林科学科等）と連携して調査成果をとりまとめる。

このほかワークショップ等の検討の過程で調査者や担当機関から発表いただいたり、資料を提供いただくため、データをワークショップ等の検討結果と統合してまとめ、最終的に計画中の一つの章としてとりまとめる。

(3) 委員会等の開催及び協議用資料の作成

計画立案に向けて、検討委員会（9月、10月の2回予定）、庁内調整会議（11月予定）にオブザーバーとして出席するとともに、それに必要な資料、議事録を作成、その結果をとりまとめる。

(4) 成果品の作成

以上の結果のとりまとめとしての成果品を作成する。

成 果 品①保存活用計画書	A4判	製本 100部
②保存活用計画概要版	A4判（2つ折り）	製本 1000部
③ワークショップ開催資料及び議事録		1式
④検討委員会資料及び議事録		1式
⑤打ち合わせ記録簿		1式
⑥関連収集資料		1式

※上記成果品のデジタルデータも併せてCD-RもしくはDVD-Rにて納品すること。なお、データの保存形式は市の指定したものとすること。

6. その他

(1) 業務の履行にあたっては、市担当者と打合せ協議を行い、その指示に基づいて行うものとする。

(2) 船来山古墳群保存・活用検討委員会等の関係者へのヒアリングを行うものとする。

(3) 本市が所有する業務履行上必要な資料、地図、文献等資料については貸与する。

(4) 検討委員会、庁内調整会議、ワークショップの予定日、回数は現段階の予定であり、変更もありうる。